

平成24年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置の状況一覧

岩手県総務部人事課
平成27年12月31日時点

特定のテーマ：知事部局の委託契約について

1 監査の結果（指摘）関連

No.	指摘等事項	平成24年度 所管部局	措置の状況（H27.12.31時点）	
			区分	措置内容
1	<p>■契約書の記載事項（平成23年度新任主査研修実施委託） 県の会計規則によれば、契約書には、違約金条項（契約期間内に契約を履行しない場合は、契約金額から既成部分を控除した額につき年3.1パーセントの割合で計算した違約金を徴収することがある旨）を定めなければならないとあるが、本契約書には当該条項が記載されていなかった。</p>	総務部	措置済	再発防止のため、契約書に係る変更等の情報を所属内で共有し、もれなく正確に記載されているか複数の職員により十分に確認することとした。
2	<p>■契約書の記載事項（平成23年度新任担当課長等研修実施委託） 県の会計規則によれば、契約書には、違約金条項（契約期間内に契約を履行しない場合は、契約金額から既成部分を控除した額につき年3.1パーセントの割合で計算した違約金を徴収することがある旨）を定めなければならないとあるが、本契約書には当該条項が記載されていなかった。</p>	総務部	措置済	再発防止のため、契約書に係る変更等の情報を所属内で共有し、もれなく正確に記載されているか複数の職員により十分に確認することとした。
3	<p>■入札参加条件の見直し（県庁舎昇降機保守業務委託（3月分）） 当契約の履行には一定の技術と経験が必要と認められる。しかし、対象となるエレベーターのメーカーと異なる業者が保守・点検を行うという事例が一般に多く見受けられることを踏まえると（現在は、下記の見解もあり、エレベーターのメーカーでなければその後の保守点検業務に支障が出るとの見解は否定されている）、一般競争入札とはいえ、実質的に競争原理を制限することになる、特定業者のエレベーターに対する保守・メンテナンス経験の指定や当該業務の12ヶ月以上継続した履行経験を入札参加資格とする必要があるかどうかは疑問である。</p>	総務部	措置済	一般競争入札における入札参加資格要件を、これまでの「特定メーカーに係る保守・メンテナンス業務の履行実績」から「同型又は同規模以上の保守・メンテナンスの履行実績」に見直し、平成27年度から実施した。
4	<p>■契約書の記載事項（岩手県オンラインシステム運営管理業務委託） 県の会計規則によれば、契約書には、違約金条項（契約期間内に契約を履行しない場合は、契約金額から既成部分を控除した額につき年3.1パーセントの割合で計算した違約金を徴収することがある旨）を定めなければならないとあるが、本契約書には当該条項が記載されていなかった。</p>	総務部	措置済	再発防止のため、契約書に係る変更通知などの情報を所属内において共有し、契約書に記載すべき事項が正確に記載されているかを複数の職員により十分に確認することとした。 平成25年度においては、他の契約も含め、当該条項の記載漏れがないことを確認している。
5	<p>■契約書の記載事項（田舎暮らしサポート窓口設置事業委託） 県の会計規則によれば、契約書には、違約金条項（契約期間内に契約を履行しない場合は、契約金額から既成部分を控除した額につき年3.1パーセントの割合で計算した違約金を徴収することがある旨）を定めなければならないとあるが、本契約書には当該条項が記載されていなかった。</p>	政策地域部	措置済	再発防止のため、契約書に係る変更等の情報を所属内で共有し、もれなく正確に記載されているか複数の職員により十分に確認することとした。

No.	指摘等事項	平成24年度 所管部局	措置の状況 (H27. 12. 31時点)	
			区分	措置内容
6	<p>■積算における管理費の取り扱い（国際交流センター管理運営業務委託） 当該委託業務についての委託料の積算内容としては、報酬、共済費、需用費、役務費及び管理費から構成されている。</p> <p>しかし、公益財団法人岩手県国際交流協会とは計6回にわたり見積合わせが実施されており、合計額で契約額が決定された経緯が伺える。これは最終精算時に契約額と概算払の既支払金額の差額が支払われていることから合計額での決定と認められる。また、毎月概算払が行われているが、管理費相当額は概算払の内訳には含まれていない。さらに、契約書に添付された様式1号「管理運営費月別執行計画」では「管理費」の記載があるが、毎月の概算払の際に添付された様式1号では「公課費」と記載されている。</p> <p>以上から、積算にあたって考慮された管理費は、実際の事務執行に当たっては考慮されていないことが判明した。</p>	政策地域部	措置済	平成25年度の委託契約においては、管理費の取扱いについて、仕様書及び契約書添付様式に明記した。 また、契約書様式中の「公課費」については、「消費税」とした。
7	<p>■契約書の記載事項（国際交流センター管理運営業務委託） 県の会計規則によれば、契約書には、違約金条項（契約期間内に契約を履行しない場合は、契約金額から既成部分を控除した額につき年3.1パーセントの割合で計算した違約金を徴収することがある旨）を定めなければならないとあるが、本契約書には当該条項が記載されていなかった。</p>	政策地域部	措置済	違約金条項については、平成24年度分委託契約より契約書への記載を行っている。 今後とも契約にあたっては、法令・規則等に定める条項の契約書への記載不備がないよう十分に留意することとする。
8	<p>■契約書の記載事項（平成23年度環境学習交流センター及び地球温暖化防止活動推進センター運営業務委託） 県の会計規則によれば、契約書には、違約金条項（契約期間内に契約を履行しない場合は、契約金額から既成部分を控除した額につき年3.1パーセントの割合で計算した違約金を徴収することがある旨）を定めなければならないとあるが、本契約書には当該条項が記載されていなかった。</p>	環境生活部	措置済	再発防止のため、契約書に係る変更通知などの情報を所属内において共有し、契約書に記載すべき事項が正確に記載されているかを複数の職員により十分確認することとした。
9	<p>■再委託の事前協議（平成23年度環境学習交流センター及び地球温暖化防止活動推進センター運営業務委託） 再委託に関する事前協議は行っているものの、口頭による確認のみであり、文書による協議は行われていなかった。</p>	環境生活部	措置済	平成25年度より、再委託時の書面協議の徹底について、契約時に受託事業者を指導し、書面協議を実施している。
10	<p>■契約書の記載事項（青少年活動交流センター管理運営業務委託） 県の会計規則によれば、契約書には、違約金条項（契約期間内に契約を履行しない場合は、契約金額から既成部分を控除した額につき年3.1パーセントの割合で計算した違約金を徴収することがある旨）を定めなければならないとあるが、本契約書には当該条項が記載されていなかった。</p>	環境生活部	措置済	再発防止のため、契約書に係る変更通知などの情報を所属内において共有し、契約書に記載すべき事項が正確に記載されているかを複数の職員により十分確認することとした。
11	<p>■契約書の記載事項（平成23年度岩手県介護雇用プログラム（介護福祉士コース）①） 県の会計規則によれば、契約書には、違約金条項（契約期間内に契約を履行しない場合は、契約金額から既成部分を控除した額につき年3.1パーセントの割合で計算した違約金を徴収することがある旨）を定めなければならないとあるが、本契約書には当該条項が記載されていなかった。</p>	保健福祉部	措置済	再発防止のため、契約書に係る変更通知などの情報を所属内において共有し、契約書に記載すべき事項が正確に記載されているかを複数の職員により十分確認することとした。
12	<p>■契約書の記載事項（平成23年度岩手県介護雇用プログラム（介護福祉士コース）②） 県の会計規則によれば、契約書には、違約金条項（契約期間内に契約を履行しない場合は、契約金額から既成部分を控除した額につき年3.1パーセントの割合で計算した違約金を徴収することがある旨）を定めなければならないとあるが、本契約書には当該条項が記載されていなかった。</p>	保健福祉部	措置済	再発防止のため、契約書に係る変更通知などの情報を所属内において共有し、契約書に記載すべき事項が正確に記載されているかを複数の職員により十分確認することとした。
13	<p>■契約書の記載事項（医療観察法地域処遇体制基盤構築事業） 県の会計規則によれば、契約書には、違約金条項（契約期間内に契約を履行しない場合は、契約金額から既成部分を控除した額につき年3.1パーセントの割合で計算した違約金を徴収することがある旨）を定めなければならないとあるが、本契約書には当該条項が記載されていなかった。</p>	保健福祉部	措置済	再発防止のため、契約書に係る変更通知などの情報を所属内において共有し、契約書に記載すべき事項が正確に記載されているかを複数の職員により十分確認することとした。

No.	指摘等事項	平成24年度 所管部局	措置の状況 (H27. 12. 31時点)	
			区分	措置内容
14	■契約書の記載事項（平成23年度精神科救急医療施設常時対応施設事業） 県の会計規則によれば、契約書には、違約金条項（契約期間内に契約を履行しない場合は、契約金額から既成部分を控除した額につき年3.1パーセントの割合で計算した違約金を徴収することがある旨）を定めなければならないとあるが、本契約書には当該条項が記載されていなかった。	保健福祉部	措置済	再発防止のため、契約書に係る変更通知などの情報を所属内において共有し、契約書に記載すべき事項が正確に記載されているかを複数の職員により十分確認することとした。
15	■契約書の記載事項（平成23年度企業子育て応援拠点運營業務委託） 県の会計規則によれば、契約書には、違約金条項（契約期間内に契約を履行しない場合は、契約金額から既成部分を控除した額につき年3.1パーセントの割合で計算した違約金を徴収することがある旨）を定めなければならないとあるが、本契約書には当該条項が記載されていなかった。	保健福祉部	措置済	再発防止のため、契約書に係る変更通知などの情報を所属内において共有し、契約書に記載すべき事項が正確に記載されているかを複数の職員により十分確認することとした。
16	■契約書の記載事項（平成23年度臓器移植コーディネーター設置委託） 県の会計規則によれば、契約書には、違約金条項（契約期間内に契約を履行しない場合は、契約金額から既成部分を控除した額につき年3.1パーセントの割合で計算した違約金を徴収することがある旨）を定めなければならないとあるが、本契約書には当該条項が記載されていなかった。	保健福祉部	措置済	再発防止のため、契約書に係る変更通知などの情報を所属内において共有し、契約書に記載すべき事項が正確に記載されているかを複数の職員により十分確認することとした。
17	■契約書の記載事項（平成23年度インフルエンザ対策普及推進事業実施委託） 県の会計規則によれば、契約書には、違約金条項（契約期間内に契約を履行しない場合は、契約金額から既成部分を控除した額につき年3.1パーセントの割合で計算した違約金を徴収することがある旨）を定めなければならないとあるが、本契約書には当該条項が記載されていなかった。	保健福祉部	措置済	再発防止のため、契約書に係る変更通知などの情報を所属内において共有し、契約書に記載すべき事項が正確に記載されているかを複数の職員により十分確認することとした。
18	■契約書の記載事項（八幡平山頂レストハウス管理委託） 県の会計規則によれば、契約書には、違約金条項（契約期間内に契約を履行しない場合は、契約金額から既成部分を控除した額につき年3.1パーセントの割合で計算した違約金を徴収することがある旨）を定めなければならないとあるが、本契約書には当該条項が記載されていなかった。	商工労働観光部	措置済	再発防止のため、契約書に係る変更通知などの情報を所属内において共有し、もれなく正確に記載されているかを複数の職員により十分確認することとした。
19	■契約書の記載事項（北東北三県・北海道ソウル事務所管理運営） 県の会計規則によれば、契約書には、違約金条項（契約期間内に契約を履行しない場合は、契約金額から既成部分を控除した額につき年3.1パーセントの割合で計算した違約金を徴収することがある旨）を定めなければならないとあるが、本契約書には当該条項が記載されていなかった。	商工労働観光部	措置済	再発防止のため、契約書に係る変更通知などの情報を所属内において共有し、もれなく正確に記載されているかを複数の職員により十分確認することとした。
20	■契約書の記載事項（平成23年度いわてのおもてなし推進事業） 県の会計規則によれば、契約書には、違約金条項（契約期間内に契約を履行しない場合は、契約金額から既成部分を控除した額につき年3.1パーセントの割合で計算した違約金を徴収することがある旨）を定めなければならないとあるが、本契約書には当該条項が記載されていなかった。	商工労働観光部	措置済	再発防止のため、契約書に係る変更通知などの情報を所属内において共有し、もれなく正確に記載されているかを複数の職員により十分確認することとした。
21	■契約書の記載事項（平成23年度三次元設計開発人材育成業務） 県の会計規則によれば、契約書には、違約金条項（契約期間内に契約を履行しない場合は、契約金額から既成部分を控除した額につき年3.1パーセントの割合で計算した違約金を徴収することがある旨）を定めなければならないとあるが、本契約書には当該条項が記載されていなかった。	商工労働観光部	措置済	再発防止のため、契約書に係る変更通知などの情報を所属内において共有し、もれなく正確に記載されているかを複数の職員により十分確認することとした。
22	■契約書の記載事項（平成23年度地域発信型ビジネスモデル調査（第1調査）） 県の会計規則によれば、契約書には、違約金条項（契約期間内に契約を履行しない場合は、契約金額から既成部分を控除した額につき年3.1パーセントの割合で計算した違約金を徴収することがある旨）を定めなければならないとあるが、本契約書には当該条項が記載されていなかった。	商工労働観光部	措置済	再発防止のため、契約書に係る変更通知などの情報を所属内において共有し、もれなく正確に記載されているかを複数の職員により十分確認することとした。
23	■契約書の記載事項（平成23年度地域発信型ビジネスモデル調査（第2調査）） 県の会計規則によれば、契約書には、違約金条項（契約期間内に契約を履行しない場合は、契約金額から既成部分を控除した額につき年3.1パーセントの割合で計算した違約金を徴収することがある旨）を定めなければならないとあるが、本契約書には当該条項が記載されていなかった。	商工労働観光部	措置済	再発防止のため、契約書に係る変更通知などの情報を所属内において共有し、もれなく正確に記載されているかを複数の職員により十分確認することとした。

No.	指摘等事項	平成24年度 所管部局	措置の状況 (H27. 12. 31時点)	
			区分	措置内容
24	<p>■契約書の記載事項（平成23年度基礎的バイオテクノロジー技術開発促進事業） 県の会計規則によれば、契約書には、違約金条項（契約期間内に契約を履行しない場合は、契約金額から既成部分を控除した額につき年3.1パーセントの割合で計算した違約金を徴収することがある旨）を定めなければならないとあるが、本契約書には当該条項が記載されていなかった。</p>	農林水産部	措置済	再発防止のため、契約書に係る変更通知などの情報を所属内において共有し、もれなく正確に記載されているかを複数の職員により十分確認することとした。
25	<p>■契約保証金免除の根拠規定の適用誤り（流域下水道施設管理運営支援業務） 県では会計規則において、「契約担当者は、契約を締結する者をして契約保証金を納めさせ」ることとしているが、一方同規則において、契約保証金の全部または一部の納付を免除することができることとしている。 上記委託業務について契約保証金は免除されているが、「様式第2号 委託事業 施行及び契約伺」を閲覧したところ、「入札保証金の免除」の項目において、会計規則第97条第3号が根拠として記載されていた。本来の根拠規定は会計規則第112条第6号であり、契約保証金の免除規定の適用が誤っていた。</p>	県土整備部	措置済	再発防止のため、契約書に係る変更通知などの情報を所属内において共有し、契約書に記載すべき事項が正確に記載されているかを十分確認することとした。
26	<p>■契約保証金免除の根拠規定の適用誤り（水沢浄化センターNo.3遠心濃縮機他点検業務） 県では会計規則において、「契約担当者は、契約を締結する者をして契約保証金を納めさせ」ることとしているが、一方同規則において、契約保証金の全部または一部の納付を免除することができることとしている。 上記委託業務について契約保証金は免除されているが、「様式第2号 委託事業 施行及び契約伺」を閲覧したところ、「契約保証金の免除」の項目において、会計規則第112条第2号が根拠として記載されていた。 当該委託契約では、履行保証保険契約が締結され、その保険証券が添付されており、明らかに本来の根拠規定は会計規則第112条第1号であり、契約保証金の免除規定の適用が誤っていた。</p>	県土整備部	措置済	再発防止のため、契約書に係る変更通知などの情報を所属内において共有し、契約書に記載すべき事項が正確に記載されているかを十分確認することとした。
27	<p>■契約書の記載事項（主要地方道盛岡和賀線飯岡地区二又遺跡発掘調査（その1）業務委託） 県の会計規則によれば、契約書には、違約金条項（契約期間内に契約を履行しない場合は、契約金額から既成部分を控除した額につき年3.1パーセントの割合で計算した違約金を徴収することがある旨）を定めなければならないとあるが、本契約書には当該条項が記載されていなかった。</p>	盛岡広域振興局	措置済	再発防止のため、契約書に係る変更通知などの情報を所属内において共有し、契約書に記載すべき事項が正確に記載されているかを十分確認することとした。
28	<p>■契約書の記載事項（台湾観光客誘致促進事業業務委託） 県の会計規則によれば、契約書には、違約金条項（契約期間内に契約を履行しない場合は、契約金額から既成部分を控除した額につき年3.1パーセントの割合で計算した違約金を徴収することがある旨）を定めなければならないとあるが、本契約書には当該条項が記載されていなかった。</p>	盛岡広域振興局	措置済	平成25年度の契約書から違約金条項を記載した。
29	<p>■契約書の記載事項（鹿妻穴堰地区基幹水利施設管理業務委託） 県の会計規則によれば、契約書には、違約金条項（契約期間内に契約を履行しない場合は、契約金額から既成部分を控除した額につき年3.1パーセントの割合で計算した違約金を徴収することがある旨）を定めなければならないとあるが、本契約書には当該条項が記載されていなかった。</p>	盛岡広域振興局	措置済	再発防止のため、契約書に係る変更通知などの情報を所属内において共有し、契約書に記載すべき事項が正確に記載されているかを複数の職員により十分確認することとした。

No.	指摘等事項	平成24年度 所管部局	措置の状況 (H27. 12. 31時点)	
			区分	措置内容
30	<p>■契約方法の見直し（道路除排雪業務委託） 本契約は、特定エリアの除排雪作業について、特命随意契約により委託先を決定している。当該地区には、除排雪作業を実施できる業者が、少なくとも20者は存在しており、随意契約理由の合理性が問題となる。</p> <p>除排雪業務は、緊急性・迅速性を求められる業務であるため、当該地区に事業所を有する業者が望ましいのであるが、必要な重機や人員の手配ができる業者であれば実施可能な業務であり、当該エリアに特有の業務の特殊性は存在しないと考えられる。</p> <p>また、仮に業務の特殊性が認められる場合であっても、県では、平成19年9月5日付けの、出納局指導審査担当課長による「公共調達の適正化について」において、「競争性のない随意契約によらざるを得ない場合」と「それ以外の場合」を明確に区分することで、随意契約の見直しを図ることとしているのであって、本契約が、通知の「契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるもの等競争性のない随意契約によらざるを得ない場合」に該当するか否かが問題である。</p> <p>県では、同通知において、「競争性のない随意契約によらざるを得ない場合」を定めているが、本契約は、いずれかに該当するとまではいえないことから、特命随意契約を締結する前に、公募の手続きを実施すべきであったと考える。</p>	県南広域振興局	措置済	平成24年度から条件付一般競争入札（公募方式）により施行することとした。
31	<p>■契約書の記載事項（道路除排雪業務委託） 県では暴排条例が平成23年7月1日から施行されていることに伴い、平成23年9月1日より、委託契約を行う場合の契約書において、県と契約を締結する者と「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に規定する暴力団員との関係等に関する事項の記載を行うこととしているが、本契約書には当該条項が記載されていなかった。</p>	県南広域振興局	措置済	再発防止のため、契約書に係る変更通知などの情報を所属内において共有し、契約書に記載すべき事項が正確に記載されているかを十分確認することとした。
32	<p>■契約方法の見直し（道路除排雪業務委託） 本契約は、特定エリアの除排雪作業について、特命随意契約により委託先を決定している。当該地区には、除排雪作業を実施できる業者が、少なくとも20者は存在しており、随意契約理由の合理性が問題となる。</p> <p>除排雪業務は、緊急性・迅速性を求められる業務であるため、当該地区に事業所を有する業者が望ましいのであるが、必要な重機や人員の手配ができる業者であれば実施可能な業務であり、当該エリアに特有の業務の特殊性は存在しないと考えられる。</p> <p>また、仮に業務の特殊性が認められる場合であっても、県では、平成19年9月5日付けの、出納局指導審査担当課長による「公共調達の適正化について」において、「競争性のない随意契約によらざるを得ない場合」と「それ以外の場合」を明確に区分することで、随意契約の見直しを図ることとしているのであって、本契約が、通知の「契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるもの等競争性のない随意契約によらざるを得ない場合」に該当するか否かが問題である。</p> <p>県では、同通知において、「競争性のない随意契約によらざるを得ない場合」を定めているが、本契約は、いずれかに該当するとまではいえないことから、特命随意契約を締結する前に、公募の手続きを実施すべきであったと考える。</p>	県南広域振興局	措置済	平成24年度から条件付一般競争入札（公募方式）により施行することとした。
33	<p>■契約書の記載事項（道路除排雪業務委託） 県では暴排条例が平成23年7月1日から施行されていることに伴い、平成23年9月1日より、委託契約を行う場合の契約書において、県と契約を締結する者と「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に規定する暴力団員との関係等に関する事項の記載を行うこととしているが、本契約書には当該条項が記載されていなかった。</p>	県南広域振興局	措置済	再発防止のため、契約書に係る変更通知などの情報を所属内において共有し、契約書に記載すべき事項が正確に記載されているかを十分確認することとした。
34	<p>■契約書の記載事項（経営体育成基盤整備事業古城2期第17号遺跡発掘調査業務委託） 県の会計規則によれば、契約書には、違約金条項（契約期間内に契約を履行しない場合は、契約金額から既成部分を控除した額につき年3.1パーセントの割合で計算した違約金を徴収することがある旨）を定めなければならないとあるが、本契約書には当該条項が記載されていなかった。</p>	県南広域振興局	措置済	再発防止のため、契約書に係る変更通知などの情報を所属内において共有し、契約書に記載すべき事項が正確に記載されているかを複数の職員により十分確認することとした。

No.	指摘等事項	平成24年度 所管部局	措置の状況 (H27. 12. 31時点)	
			区分	措置内容
35	<p>■決裁書への予定価格の記載漏れ（経営体育成基盤整備事業古城2期第17号遺跡発掘調査業務委託）</p> <p>県の会計規則107条運用通知1（10）により、予定価格調書の作成を省略しているが、同運用通知2には、「…予定価格調書の作成を省略したときは、決裁書に予定価格を付記し積算資料を添付するものとする。…」とあり、本契約の施行伺または契約伺には、予定価格を付記する必要があるが、これが記載されていなかった。</p>	県南広域振興局	措置済	再発防止のため、決裁書に記載すべき事項が正確に記載されているかを複数の職員により十分確認することとした。
36	<p>■業務日誌のチェック体制（花巻地区合同庁舎清掃業務）</p> <p>当該契約の委託契約書第4条（完了報告、審査等）には、「清掃業者は、毎日の委託業務が完了した都度、仕様書に定める報告書（清掃業務完了報告書（以下報告書））を県に提出しなければならない。」との条項がある。この条項に基づき、報告書は毎日提出されているのであるが、県が報告書の内容をチェックしているのかが疑問である。</p>	県南広域振興局	措置済	報告書については、各部屋の清掃作業日が確認できるような様式を変更するとともに、記載方法について清掃作業員に改めて指示した。
37	<p>■予定価格積算漏れ（森林管理道岩倉沢線用地測量調査業務委託）</p> <p>本業務について、契約変更理由を聴取したところ、予定価格積算時に、本来必要であるはずの業務を積算しなかったため、その後の変更契約に当該業務を織り込んだことも、変更契約理由のひとつとなっているとのことであった。</p> <p>予定価格積算時には、必要な業務をもれなく織り込む必要がある。</p>	県南広域振興局	措置済	再発防止のため、関係職員が研修により設計積算事務の再確認を行い、審査の徹底を図ることとした。
38	<p>■契約書の記載事項（一関市都市計画道路3・5・11号山目駅前釣山線用地取得事務処理業務委託）</p> <p>県の会計規則によれば、契約書には、違約金条項（契約期間内に契約を履行しない場合は、契約金額から既成部分を控除した額につき年3.1パーセントの割合で計算した違約金を徴収することがある旨）を定めなければならないとあるが、本契約書には当該条項が記載されていなかった。</p>	県南広域振興局	措置済	平成26年4月1日付けで用地取得業務委託事務取扱要領を改正し、同要領で定める用地取得事務処理業務委託契約書に、会計規則で規定する履行遅延の場合の損害金の条項を追加した。
39	<p>■契約方法の見直し（道路除排雪業務委託（12月分））</p> <p>本契約は、特定エリアの除排雪作業について、特命随意契約により委託先を決定している。当該地区には、除排雪作業を実施できる業者が、少なくとも20者は存在しており、随意契約理由の合理性が問題となる。</p> <p>除排雪業務は、緊急性・迅速性を求められる業務であるため、当該地区に事業所を有する業者が望ましいのであるが、必要な重機や人員の手配ができる業者であれば実施可能な業務であり、当該エリアに特有の業務の特殊性は存在しないと考えられる。</p> <p>また、仮に業務の特殊性が認められる場合であっても、県では、平成19年9月5日付けの、出納局指導審査担当課長による「公共調達適正化について」において、「競争性のない随意契約によらざるを得ない場合」と「それ以外の場合」を明確に区分することで、随意契約の見直しを図ることとしているのであって、本契約が、通知の「契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるもの等競争性のない随意契約によらざるを得ない場合」に該当するか否かが問題である。</p> <p>県では、同通知において、「競争性のない随意契約によらざるを得ない場合」を定めているが、本契約は、いずれかに該当するとまではいえないことから、特命随意契約を締結する前に、公募の手続きを実施すべきであったと考える。</p>	県南広域振興局	措置済	平成24年度から条件付一般競争入札（公募方式）により施行することとした。
40	<p>■契約書の記載事項（道路除排雪業務委託（12月分））</p> <p>県では暴排条例が平成23年7月1日から施行されていることに伴い、平成23年9月1日より、委託契約を行う場合の契約書において、県と契約を締結する者と「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に規定する暴力団員との関係等に関する事項の記載を行うこととしているが、本契約書には当該条項が記載されていなかった。</p>	県南広域振興局	措置済	再発防止のため、契約書に係る変更通知などの情報を所属内において共有し、契約書に記載すべき事項が正確に記載されているかを十分確認することとした。

No.	指摘等事項	平成24年度 所管部局	措置の状況 (H27. 12. 31時点)	
			区分	措置内容
41	<p>■契約方法の見直し（二戸地区合同庁舎昇降機保守点検業務（3月分）） 当該契約は、特定のメーカー系保守業者にしかできない業務の特殊性があるため、随意契約として いる。 確かに、当契約の履行には一定の技術と経験が必要と認められる。しかし、対象となるエレベーターのメーカーと異なる業者が保守・点検を行うという事例が一般に多く見受けられることを踏まえ ると、随意契約理由に合理的根拠があるといえるかは疑問である。</p>	県北広域振興局	措置済	平成27年度から一般競争入札により施行済みである。 (平成27年度から平成29年度までの複数年契約)
42	<p>■公告期間の短縮理由（森林管理道毛無森線土地調査業務委託） 当該契約は、当初見込まれる相手方が1者のため、公募を行った。公募は、その選考期日の前日から 起算して少なくとも10日前までに公告しなければならないが、急を要する場合はその期間を5日前 までに短縮することができるかとされている。本契約は、これに基づき公告期間を5日に短縮している が、短縮理由が「急を要する場合に」該当するかが問題となる。 県の説明によれば、国の交付金が確保されるのを待って、委託事業の施行伺いを行うため、例年ス ケジュールがタイトになりがちであるため、少しでも業務実施期間を多く確保できるよう公募期間を 短縮しているとのことであった。 しかし、当該事業は、国の交付金事業であるとはいえ、23年度も業務を実施することが予見でき た、あるいは高い確率で実施することが見込まれていた事業であり、施行伺いを早めることにより、 十分に必要の公告期間を設けることが可能だったと考えられる。公告期間の短縮理由が「急を要する 場合」であるとするこの根拠が合理的といえるかは疑問である。</p>	県北広域振興局	措置済	今後、公告期間の短縮については、同様の事例が発生し ないよう、理由を慎重に検討することとし、再発防止に努 める。

2 監査の結果に添えて提出する意見関連

No.	指摘等事項	平成24年度 所管部局	措置の状況 (H27. 12. 31時点)	
			区分	措置内容
1	<p>■契約書作成体制の再構築 現在の県における契約書の作成については、関連する県内部のサポート体制であり、チェック機能 である。その中で、今回の監査で発見されたように、契約書の記載内容に不備が散見されているので ある。 従って、現在の作成体制やサポート体制、チェック機能が必ずしも十分であるとはいえないのが現 状である。必要事項がすべて整った契約書を交わさなければ、県にとって不測の損害をもたらす可 能性があるため、このような不備がないようにする必要がある。 契約書の作成の不備を減少するためには、①安易に前例にとられることのないよう、職員に対す る教育による知識と意識の向上と動機付け、②契約締結前の契約所管部局内における事前チェック、 ③契約締結後の事後チェックが考えられる。</p>	出納局	措置済	①会計事務基本研修をこれまでの一カ所から振興局単位で 実施し、職員に対する教育による知識と意識の向上と動機 付けを行う等、正確な知識の習得する機会を増やした。今 年度の各研修の実施結果を精査し、次年度の研修プログラ ムに反映させる。また、庁内LAN「会計事務お役に立ち 隊」データベースの掲示内容等を精査し適時更新を維持し 適切な情報提供に一層努めている。 ②新任担当課長研修や今年度より再開した出納員研修を通 じて、支出負担行為の整理をする時点で行われる事前 チェックに資することができるよう情報提供を行い、適切 な契約事務が行われるよう注意喚起を行った。 ③会計管理者が行う事後チェックについては、会計規則第 3条に定める合議の弾力的な運用の可能性を業務の効率的 な実施と絡めて今後とも検討している他、担当者が疑問点 についての相談しやすい環境づくりを心掛け、制度整備に かかわらずあらかじめ問題解決ができるよう働きかけを継 続する。

No.	指摘等事項	平成24年度 所管部局	措置の状況 (H27. 12. 31時点)	
			区分	措置内容
2	<p>■契約書への印紙貼付に関する税務当局の見解のデータベース（DB）化</p> <p>過去に入手した税務当局への照会結果は、各部局のノウハウとして存在し、同様の委託契約を締結するケースで、契約書に印紙を貼付しなくてよいとの根拠として役立っているのであるが、この照会結果が必ずしも明文として残っていないケースもあること、他部局でも同様の契約がある場合、過去の照会結果を部局横断的に利用できるケースもありうると考えられるため、このような照会結果を県としてDB化し、県のノウハウとして蓄積できるような仕組みの構築が望まれる。</p>	出納局	措置済	<p>会計事務基本研修を振興局単位で実施し、その中で国税庁HPの「パンフレット・手引」、「税法・通達等・質疑応答事例」、「タックスアンサー」等の各データベースの利用方法を紹介することにより、職員の業務上必要とされる情報の検索スキルの向上する機会を増やした。</p> <p>今後とも、研修等の機会を使って検索スキルの向上に努める。</p>
3	<p>■入札保証金及び契約保証金の根拠規定の適用誤り</p> <p>監査対象となった委託業務における決裁書を閲覧したところ、根拠規定の適用誤りが散見された。決裁書の作成は担当部課において行われ、他部課によるチェックは行われていない。形式的な根拠規定の記載とはいえ、安易に根拠規定を記載している例もあり、また、会計規則が改定された場合でも、改定前の条項をその後も記載していたり、正確な記載がなされているとは言い難い。</p>	出納局	措置済	<p>①会計事務基本研修をこれまでの一カ所から振興局単位で実施し、安易に過去に作成した決裁書を複写して作成する事のないよう指導する等、正確な知識の習得する機会を増やした。</p> <p>②庁内LAN「会計事務お役に立ち隊」データベースの揭示内容等を精査し適時更新を維持している。</p> <p>③会計事務自己点検において所属長が職員に対し注意を喚起するよう、重点項目として「契約等の手続き」を指定した。</p> <p>今後とも重点項目を活用し注意喚起を図ってゆく。</p>
4	<p>■情報公開制度の周知徹底</p> <p>県では平成20年4月1日より、現在の情報公開制度に基づき情報公開を実施しているが、今回、監査対象とした委託契約の契約所管部局に、情報公開手続実施の有無を質問したところ、「入札に関してのみ公表すればよいと理解していた」「随意契約については対象外と理解していた」との回答をする担当課が複数あった。</p> <p>今回監査対象とした委託契約について、すべてもれなく公表している部局はなかったため、残念ながら、全庁的に、この情報公開制度に関する理解が不足しているといわざるを得ないことから、制度の円滑な運営が図られるよう対策を講じる必要がある。</p>	総務部	措置済	<p>競争入札及び随意契約の情報公開に関しては、各種研修会の際に周知を図った。</p> <p>また、県民の情報へのアクセスを容易にすること及び担当課の手続を容易にするため、検索機能を持つデータベースを利用した公表資料の登録、ホームページ作成及び配架資料の目次作成を行うこととした。</p> <p>《以下、上記に係る平成26年2月以降の措置》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2月18日：競争入札及び随意契約の情報の公表に係る要綱等の一部改正 ・2月28日：競争入札及び随意契約の情報の公表に係る要綱等の一部改正通知による周知徹底（4/1施行） ・2月28日：制度周知及びデータベースを利用した公表資料の登録方法等に係る庁内説明会実施 ・4月1日：平成26年度公表分から、データベースを利用した公表資料の登録、ホームページ公開等を実施

No.	指摘等事項	平成24年度 所管部局	措置の状況 (H27. 12. 31時点)	
			区分	措置内容
5	<p>■公表基準の再検討</p> <p>県として情報の透明性を高めることを実践していることは評価はできるものの、必ずしも県が公表すると決めた情報がもれなく公表されていないこと、もれなく公表するためのモニタリングが不可能であるという実態に照らし、県が自主努力として設けている公表基準の見直し（現在100万円以上となっている公表すべき契約金額や、対象部局、業務の範囲を見直す等）を検討することも一考に値すると考える。</p>	総務部	措置済	<p>競争入札及び随意契約の情報公開に関しては、各種研修会の際に周知を図った。</p> <p>また、県民の情報へのアクセスを容易にすること及び担当課の手続きを容易にするため、検索機能を持つデータベースを利用した公表資料の登録、ホームページ作成及び配架資料の目次作成を行うこととした。</p> <p>《以下、上記に係る平成26年2月以降の措置》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2月18日：競争入札及び随意契約の情報の公表に係る要綱等の一部改正 ・2月28日：競争入札及び随意契約の情報の公表に係る要綱等の一部改正通知による周知徹底（4/1施行） ・2月28日：制度周知及びデータベースを利用した公表資料の登録方法等に係る庁内説明会実施 ・4月1日：平成26年度公表分から、データベースを利用した公表資料の登録、ホームページ公開等を実施
6	<p>■公表情報の検索可能性</p> <p>行政情報センターにて閲覧に供されている委託契約は、県庁各部局、広域振興局等の別にファイルや見出しを付けて綴られているものの、必ずしも何らかの契約番号や契約日等の順番で綴られていないため、必要な契約情報がどこに綴られているかは、膨大なファイルを一件一件めぐりながら探すほかすべがなかった。</p> <p>このことは、情報公開してはいるものの、実質的に検索が困難であり、県民が閲覧したい情報にスムーズにアクセスすることを困難にしているといえる。</p>	総務部	措置済	<p>競争入札及び随意契約の情報公開に関しては、各種研修会の際に周知を図った。</p> <p>また、県民の情報へのアクセスを容易にすること及び担当課の手続きを容易にするため、検索機能を持つデータベースを利用した公表資料の登録、ホームページ作成及び配架資料の目次作成を行うこととした。</p> <p>《以下、上記に係る平成26年2月以降の措置》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2月18日：競争入札及び随意契約の情報の公表に係る要綱等の一部改正 ・2月28日：競争入札及び随意契約の情報の公表に係る要綱等の一部改正通知による周知徹底（4/1施行） ・2月28日：制度周知及びデータベースを利用した公表資料の登録方法等に係る庁内説明会実施 ・4月1日：平成26年度公表分から、データベースを利用した公表資料の登録、ホームページ公開等を実施
7	<p>■建築及び土木関連業務へのVEの積極的な活用</p> <p>VE（バリュー・エンジニアリング）は導入コスト（イニシャル・コスト）が掛かる一方で、そのコストに見合った成果が必ず出る方策ではない。ただ、現在では技術の革新及び他県の成功事例により、VEの導入当初に比べて、ノウハウが蓄積されているのも事実である。従って、県全体の取り組みとして、知識の習得及び研鑽に励み、経験を増やしノウハウを蓄積していくことで、将来に渡って一定の成果が出るものと期待される。</p> <p>また、VE活動の促進とVE成果の向上を目指し活動する公益社団法人日本バリュー・エンジニアリング協会は、VEの専門家認定のため、VEL/VES/CVSの3段階の専門資格を認定している。職員に対してこれらの資格取得のインセンティブを持たせることにより、VEに対する個人の意欲や能力の向上につながる取り組みを実施することも効果的であると考えられる。</p> <p>さらに、どうしても内部でVEに対する風土を醸成することができないのであれば、VEの実績がある外部のコンサルタントに設計に関するVE業務を委託するという方法も考えられる。ただ、この場合には、内部に知識及び経験が蓄積されないという問題点が発生することは否めない。</p> <p>県としても、VEを用いて業務を実施することは、支出を抑えること及び実績を他県にアピールすることが可能となり、ひいては県民のためになると考えられるため、今後の取り組みに期待する。</p>	県土整備部	措置済	<p>コスト削減の取組み事例について、公共工事関係部局で情報共有を図りコスト意識を高めるとともに、県民に対してもコスト削減の取組状況についてホームページにより情報発信することとした。</p>

No.	指摘等事項	平成24年度 所管部局	措置の状況 (H27. 12. 31時点)	
			区分	措置内容
8	<p>■委託契約回議資料の整備（岩手県コンビニエンスストア収納業務委託（9月分）） 委託契約の回議資料において記載されている入札保証金免除の根拠条文は正しく記載される一方で、当回議資料の添付資料である入札保証金免除の理由書に記載されている根拠条文が誤って記載されていた。</p>	総務部	措置済	会計規則の条項が記載されたチェックシートを作成し、平成25年度委託契約分より回議の際の添付資料として使用している。
9	<p>■契約書の記載事項（岩手県オンラインシステム運営管理業務委託） 契約保証金については原則として契約を締結する者に納めさせることが原則となっており、契約書への記載については、会計規則と同じく、「公文例式規程」においても、委託契約の場合、契約保証金についての事項は記載事項となっている。一方、契約保証金を免除する場合は、不測の事態に備え、免除であることを契約書に記載すべきと考えるが、本契約書に免除であることの記載がなかった。</p>	総務部	措置済	<p>再発防止のため、契約書に係る変更通知などの情報を所属内において共有し、契約書に記載すべき事項が正確に記載されているかを複数の職員により十分確認することとした。</p> <p>平成25年度においては、他の契約も含め、当該条項の記載漏れがないことを確認している。</p>
10	<p>■委託先の経営の健全性の確保について（岩手県オンラインシステム運営管理業務委託） 当該委託事業を株式会社アイシーエスに随意契約する理由は、①昭和46年の稼働以来、その運営業務を同社に委託し、この計算処理プログラムは同社が著作権を保有するものであることから、契約の相手方が同社に特定される。②当該システムのプログラムは、本県専用開発しているものである。③このため、システム全体を円滑に運用するためのノウハウが必要となり、万一システムに障害が発生した場合の原因究明及び復旧作業を迅速に行うことができるのは同社以外には不可能である。ということである。 同社は、県の基幹事業のシステムを運営管理しており県施策推進上重要性が高く、その果たす役割は県にとって不可欠である。 同社は民間企業（株式会社）であるが、随意契約の理由にもある通り、岩手県オンラインシステムの運営管理は同社以外には考えられない状況にあり、同社の経営の健全性には留意が必要であると考える。</p>	総務部	措置済	<p>県は、委託先に対して、県出資等法人として指導・監督を随時実施しており、同社の経営状況を役員として把握できることから、担当課である政策地域部地域振興室と情報共有し、同社の経営の健全性に留意する。</p> <p>なお、平成24年度における当期純利益は黒字へ転換したことを運営評価の結果により確認している。</p>
11	<p>■契約書の記載事項（田舎暮らしサポート窓口設置事業委託） 契約保証金については原則として契約を締結する者に納めさせることが原則となっており、契約書への記載については、会計規則と同じく、「公文例式規程」においても、委託契約の場合、契約保証金についての事項は記載事項となっている。一方、契約保証金を免除する場合は、不測の事態に備え、免除であることを契約書に記載すべきと考えるが、本契約書に免除であることの記載がなかった。</p>	政策地域部	措置済	再発防止のため、契約書に係る変更等の情報を所属内で共有し、もれなく正確に記載されているかを複数の職員により十分に確認することとした。
12	<p>■契約書の記載事項（医療観察法地域処遇体制基盤構築事業） 契約保証金については原則として契約を締結する者に納めさせることが原則となっており、契約書への記載については、会計規則と同じく、「公文例式規程」においても、委託契約の場合、契約保証金についての事項は記載事項となっている。一方、契約保証金を免除する場合は、不測の事態に備え、免除であることを契約書に記載すべきと考えるが、本契約書に免除であることの記載がなかった。</p>	保健福祉部	措置済	再発防止のため、契約書に係る変更通知などの情報を所属内において共有し、契約書に記載すべき事項が正確に記載されているかを複数の職員により十分確認することとした。
13	<p>■契約書の記載事項（平成23年度精神科救急医療施設常時対応施設事業） 契約保証金については原則として契約を締結する者に納めさせることが原則となっており、契約書への記載については、会計規則と同じく、「公文例式規程」においても、委託契約の場合、契約保証金についての事項は記載事項となっている。一方、契約保証金を免除する場合は、不測の事態に備え、免除であることを契約書に記載すべきと考えるが、本契約書に免除であることの記載がなかった。</p>	保健福祉部	措置済	再発防止のため、契約書に係る変更通知などの情報を所属内において共有し、契約書に記載すべき事項が正確に記載されているかを複数の職員により十分確認することとした。

No.	指摘等事項	平成24年度 所管部局	措置の状況 (H27. 12. 31時点)	
			区分	措置内容
14	<p>■契約書の記載事項（平成23年度企業子育て応援拠点運営業務委託） 契約保証金については原則として契約を締結する者に納めさせることが原則となっており、契約書への記載については、会計規則と同じく、「公文例式規程」においても、委託契約の場合、契約保証金についての事項は記載事項となっている。一方、契約保証金を免除する場合は、不測の事態に備え、免除であることを契約書に記載すべきと考えるが、本契約書に免除であることの記載がなかった。</p>	保健福祉部	措置済	再発防止のため、契約書に係る変更通知などの情報を所属内において共有し、契約書に記載すべき事項が正確に記載されているかを複数の職員により十分確認することとした。
15	<p>■再委託の事前協議（八幡平山頂レストハウス管理委託） 再委託の事前協議は行っているものの、口頭による確認のみであり（協議内容を議事録として残している）、文書による協議は行われていなかった。</p>	商工労働観光部	措置済	平成25年度より、契約書に再委託時の書面協議について記載し、書面協議を実施している。
16	<p>■再委託の事前協議（外国語版観光パンフレット作成業務） 再委託の事前協議は行っているものの、口頭による確認のみであり、文書による協議は行われていなかった。 県の説明によれば、契約書には、再委託に関して協議すべき必要事項を文書で入手すべき旨の記載があるものの、再委託している業務は、増刷するパンフレットに載せる文章の翻訳業務であり、成果物を明確に確認できることから、再委託による弊害（委託先に対する検査確認が間接的になったり、業務の質の低下や業務の責任が不明確化するなど）はなく、再委託に関する事前協議は不要との認識とのことであった。 県の主張も一理あるものの、契約書では再委託する際は、書面による事前協議を求めているのみであり、仕様書等でも翻訳業務が再委託に該当しないとする県の主張を確認することができなかった。</p>	商工労働観光部	措置済	平成25年度より、再委託時の書面協議の徹底について、契約時に受託事業者を指導し、書面協議を実施している。
17	<p>■成果物の有効活用（平成23年度地域発信型ビジネスモデル調査（第1調査）） 本業務の結果、委託先より調査報告書を入手しているが、本報告書の活用状況が十分であるかが疑問である。 この点について、県の説明によれば、報告書の記載内容は、県産品の販売を行っている企業と委託先が協力し、現在の販売方法と特定のインターネットショッピングモールでの販売方法とを比較・分析することにより、販路拡大の調査を実施した結果、特定のインターネットショッピングモールの名称も出ており、直接公にできないため、現時点では調査結果の積極的な活用ができていないとのことであった。また、今後、企業向けセミナーや研修等により、情報発信する機会を設けることを検討するとのことであった。 地方自治体の存在意義には、民間企業等の育成に資する環境を整備することも含まれており、県の説明のとおり、委託事業の成果を積極的に民間企業に還元することで、有効活用を図る必要があると考える。</p>	商工労働観光部	措置済	調査結果を県内企業等に還元するため、次のとおりセミナー等を開催した。 ○沿岸局にて、受託企業から講師を招聘し、沿岸地区企業・自治体担当者を対象としたネット通販入門セミナーを開催。（H25. 2大船渡地区、宮古地区） ○沿岸地域食品製造メーカーを対象とした商品力向上セミナー、商品開発相談会を開催。（H25. 5大船渡地区、宮古地区、釜石地区）
18	<p>■成果物の有効活用（平成23年度地域発信型ビジネスモデル調査（第1調査）） 本業務の結果、委託先より調査報告書を入手しているが、本報告書の活用状況が十分であるかが疑問である。 この点について、県の説明によれば、報告書の記載内容は、県産品の販売を行っている企業と委託先が協力し、現在の販売方法と特定のインターネットショッピングモールでの販売方法とを比較・分析することにより、販路拡大の調査を実施した結果、特定のインターネットショッピングモールの名称も出ており、直接公にできないため、現時点では調査結果の積極的な活用ができていないとのことであった。また、今後、企業向けセミナーや研修等により、情報発信する機会を設けることを検討するとのことであった。 地方自治体の存在意義には、民間企業等の育成に資する環境を整備することも含まれており、県の説明のとおり、委託事業の成果を積極的に民間企業に還元することで、有効活用を図る必要があると考える。</p>	商工労働観光部	措置済	調査結果を県内企業等に還元するため、次のとおりセミナー等を開催した。 ○受託企業が講師となり、県北地方の各種製造業や求職者等個人を対象としたネット通販事業等に関するセミナーを実施。（H25. 6及び12月 二戸地区）

No.	指摘等事項	平成24年度 所管部局	措置の状況 (H27. 12. 31時点)	
			区分	措置内容
19	<p>■契約書の記載事項（平成23年度基礎的バイオテクノロジー技術開発促進事業）</p> <p>契約保証金については原則として契約を締結する者に納めさせることが原則となっており、契約書への記載については、会計規則と同じく、「公文例式規程」においても、委託契約の場合、契約保証金についての事項は記載事項となっている。一方、契約保証金を免除する場合は、不測の事態に備え、免除であることを契約書に記載すべきと考えますが、本契約書に免除であることの記載がなかった。</p>	農林水産部	措置済	平成25年度基礎的バイオテクノロジー技術開発促進事業委託書第3に契約保証金を免除することを記載した。 また、再発防止のため、契約書に係る変更通知などの情報を所属内において共有し、もれなく正確に記載されているかを複数の職員により十分確認することとした。
20	<p>■1者入札であること（本部温室設備機械保守点検業務）</p> <p>当該契約は、平成20年度までは、複数者から見積書を徴収して委託先を選定した上で随意契約の方法で契約を締結していたが、平成20年度以降の公共調達の適正化に関する全庁的な取り組みのなかで、一般競争入札に移行すべき契約として、平成21年度より一般競争入札による方法で委託先を選定することとなった。しかし、一般競争入札ではあるものの、過去3年間1者応札である。</p> <p>この点について、県の説明によれば、温室設備機械はコンピューター制御されており、株式会社岩手クボタが、設立当初から当該業務を実施することで、コンピューターに関する相当な知見とノウハウを蓄積しており、他の業者が実施した場合、業務の質を確保できない可能性がある。従って、一般競争入札にはしたものの、現状の1者入札であることはやむを得ないとのことである。</p> <p>しかし、以下の理由で、1者入札となっている現状を改善する必要があると考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成20年以前随意契約の方法によっていたときは、複数者から見積もりを徴収していた。 事業の性質から、空白期間が生じることにより、研究活動に甚大な影響を及ぼすことが想定されるが、実質的に1者に依存する業務となっており、事業継続の観点からリスクがある。 温室設備等の管理監視システムの保守点検等業務は、一定の専門性は必要ではあるものの、業務を実施できる業者は、(株)岩手クボタに限られるものではない。 入札条件が、「入札日現在、盛岡広域振興局、県南広域振興局（本局、花巻地区、北上地区、一関地区）管内に本社、支店又は営業所を有していること」であり、より、複数者が入札に参加できるような工夫をする余地がある。 	農林水産部	措置済	平成25年度から、一般競争入札の入札参加資格条件を、これまでの「入札日現在で、盛岡広域振興局、県南広域振興局（本局、花巻地区、北上地区、一関地区）管内に本社、支店又は営業所を有していること。」から、「入札日現在で、岩手県内に本社、支店又は営業所を有していること。」に変更し、入札参加資格条件を緩和した。 ※平成25年度入札公告（平成25年3月4日付公告）から実施した。
21	<p>■年度末精算における返納額の低減（流域下水道施設管理運営支援業務）</p> <p>本委託事業については、最終的に委託料の精算による返納が実施されている。返納額は、変更契約総額178,018千円と最終精算額152,830千円との差額の25,187千円であり、当初契約額161,831千円の15.6%となった。委託業務執行実績報告書（平成23年度）によれば契約額と執行額の差額のうち主な発生科目は需用費16,184千円であり、そのうち修繕費が11,222千円となっている。</p> <p>県の説明によれば、当該委託業務は予測困難な災害や不測の事態に対応しなければならない下水道施設の管理運営の特殊性から、あらかじめ契約設計において主に消耗品費、薬品費及び修繕費からなる需用費に予測要素を加味しているため、毎年、年度精算において変更が発生するとのことであった。</p> <p>しかし、流域下水道施設管理運営支援者として当該委託業務を委託している財団法人岩手県下水道公社は、長年の施設管理運営ノウハウの蓄積を有している。年度精算による変更額はピーク時から半減しているとの説明を受けたが、流域下水道施設管理運営に豊富なノウハウを持つ同公社と契約設計の精度を上げていくながら、中期的な視点に立った返納額の更なる削減に取り組むことが必要である。</p>	県土整備部	措置済	平成24年度の契約において、設計の精度を高めるとともに契約変更を行うなど、返納額を5,474千円に削減した。 平成25年度においても、同様に返納額の削減に努めている。

No.	指摘等事項	平成24年度 所管部局	措置の状況 (H27. 12. 31時点)	
			区分	措置内容
22	<p>■契約方法の見直し（主要地方道盛岡環状線他西仙北他地区道路排水施設保守点検業務委託） 本契約は、特命随意契約により委託先を決定している。随意契約理由の合理性が問題となる。この点、随意契約理由は、排水ポンプ及び付属施設の機能等を理解している者でなければならず、また、体制確保のできる特定業者でなければ、施工が困難であるためとしている。 道路排水施設保守点検という、必ずしも特殊性が強いとはいえない業務について、業者の能力経験及び体制確保をもって選定理由とすることは、免許や登録などが必要なために他に施工できる業者が同一管内に全くいないと客観的に認められる場合等を除いては、合理性に欠けるものであると言わざるを得ない。</p>	盛岡広域振興局	措置済	平成25年度は、条件付一般競争入札を実施し契約した。
23	<p>■委託先選定手続きの統合（盛岡地区合同庁舎清掃業務） 盛岡地区合同庁舎の清掃業務の委託先選定手続きは、合同庁舎の単独事業として実施している。県の説明によると、複数庁舎の業務を一括し、実質的に業者の業務範囲を広げることになる入札条件等の変更は、入札参加者を限定させることに繋がり、一般競争入札が形骸化することが懸念されることである。 県の懸念は一理あるものの、委託対象業務を、近隣庁舎（例えば、福祉総合相談センター、県民生活センター等）と一括した清掃業務として入札手続きを実施することにより、委託先での規模の経済メリットによる委託料の減少が期待できるほか、委託先選定業務の効率化にもつながると考える。</p>	盛岡広域振興局	実現困難	盛岡地区合同庁舎や福祉総合相談センター、県民生活センターの庁舎管理業務については、規則等の規定に基づき、それぞれの庁舎管理者（分掌者）が、管理上必要な清掃や設備の保守管理業務を委託契約を締結して実施している。各庁舎においては、状況に応じた管理運営が行われているところであり、事務処理も効率的であると考えているところであるが、意見のあった委託先選定手続きの統合による効果を検討した結果、統合により積算額（予算額）の増額が必要なことや事務量の増加等が見込まれ、委託料の縮減及び業務の効率化が図れない状況であった。 ①各庁舎の委託業務を統合する場合には、積算方法及び作業員単価の統一により、積算額（予算額）の増額が見込まれること。 ②統合によりWTO対象金額を超える契約は、入札公告の県報掲載事務などが増加するほか、統合により新たに業務管理のための連絡調整等の事務の増加が見込まれること。
24	<p>■委託先選定手続きの統合（盛岡地区合同庁舎冷暖房給排水設備運転保守管理等業務（3月分）） 盛岡地区合同庁舎の冷暖房給排水設備運転保守管理等業務の委託先選定手続きは、合同庁舎の単独事業として実施している。県の説明によると、複数庁舎の業務を一括し、実質的に業者の業務範囲を広げることになる入札条件等の変更は、入札参加者を限定させることに繋がり、一般競争入札が形骸化することが懸念されることである。 県の懸念は一理あるものの、委託対象業務を、近隣庁舎（例えば、福祉総合相談センター、県民生活センター等）と一括した冷暖房給排水設備運転保守管理等業務として入札手続きを実施することにより、委託先での規模の経済メリットによる委託料の減少が期待できるほか、委託先選定業務の効率化にもつながると考える。</p>	盛岡広域振興局	実現困難	盛岡地区合同庁舎や福祉総合相談センター、県民生活センターの庁舎管理業務については、規則等の規定に基づき、それぞれの庁舎管理者（分掌者）が、管理上必要な清掃や設備の保守管理業務を委託契約を締結して実施している。各庁舎においては、状況に応じた管理運営が行われているところであり、事務処理も効率的であると考えているところであるが、意見のあった委託先選定手続きの統合による効果を検討した結果、統合により積算額（予算額）の増額が必要なことや事務量の増加等が見込まれ、委託料の縮減及び業務の効率化が図れない状況であった。 ①各庁舎の委託業務を統合する場合には、積算方法及び作業員単価の統一により、積算額（予算額）の増額が見込まれること。 ②統合によりWTO対象金額を超える契約は、入札公告の県報掲載事務などが増加するほか、統合により新たに業務管理のための連絡調整等の事務の増加が見込まれること。

No.	指摘等事項	平成24年度 所管部局	措置の状況 (H27. 12. 31時点)	
			区分	措置内容
25	<p>■契約書の記載事項（鹿妻穴堰地区基幹水利施設管理業務委託）</p> <p>契約保証金については原則として契約を締結する者に納めさせることが原則となっており、契約書への記載については、会計規則と同じく、「公文例式規程」においても、委託契約の場合、契約保証金についての事項は記載事項となっている。一方、契約保証金を免除する場合は、不測の事態に備え、免除であることを契約書に記載すべきと考えるが、本契約書に免除であることの記載がなかった。</p>	盛岡広域振興局	措置済	平成25年度の契約書から契約保証金の免除について記載した。
26	<p>■予定価格積算方法の見直し（一般国道282号他7路線大更地区道路維持修繕業務委託）</p> <p>過去3年間の契約状況の推移を見ると、最終契約金額／契約金額は、23年度が189%、22年度が152%、21年度が184%と、過去3年間とも、最終契約金額は当初契約金額を大きく上回るとともに、予定価格も超過している。当初契約金額は、11者の指名競争入札により、競争原理が働いた結果が反映されているものの、変更契約による増金額については、委託先1者との折衝のみであり、十分な競争原理が働かないまま変更契約が締結されている。予定価格の積算方法が適切であったかが問題となる。</p>	盛岡広域振興局	措置済	必要と想定される業務は、可能な限り当初より設計計上している。予見できない業務について、過去の契約実績をもとに作業量を見込み当初積算に盛り込むこととした場合、現行の予算配分では対応ができないことから所管課と協議しながら対応していく。
27	<p>■契約方法の見直し（綱取ダム発電設備等保守点検業務委託）</p> <p>本契約は、特命随意契約により委託先を決定している。随意契約理由は、業者の独自技術開発で製造された設備の保守点検業務であり、独自の特殊技術がなければ、保守点検に支障をきたす可能性があるためである。この点、県の補足説明を勘案した結果、業務の特殊性が認められることは理解できる。</p> <p>一方、県では、平成19年9月5日付けの、出納局指導審査担当課長による「公共調達適正化について」において、「競争性のない随意契約によらざるを得ない場合」と「それ以外の場合」を明確に区分することで、随意契約の見直しを図ることとした。</p> <p>本契約が、課長通知の「契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるもの等競争性のない随意契約によらざるを得ない場合」に該当するか否かが問題となる。該当する場合は、直ちに特命随意契約を締結することが認められるが、該当しない場合は、原則として一般競争入札または企画競争を実施することとされ、例外として相手方が1者と見込まれる場合は、公募の手続きを実施する必要がある。</p> <p>県では、同通知において、P79の表のとおり、「競争性のない随意契約によらざるを得ない場合」を定めているが、本契約は、いずれかに該当するとまではいえないことから、特命随意契約を締結する前に、公募の手続きを実施すべきであったと考える。</p>	盛岡広域振興局	措置済	原則として一般競争入札で実施している。
28	<p>■長期継続契約への移行（入畑ダム管理所警備機器保守点検業務委託）</p> <p>当該契約は、セコム株式会社の特許製品である警備機器の使用を前提にした業務であるため、競争入札には適さないとする県の見解は理解できる。</p> <p>一方、毎期随意契約による方法により契約手続きを実施することが、事務手続きの効率性の観点から疑問である。</p> <p>この点、県は、長期継続契約に関する自治法の規程を受けて、「長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」で、長期継続契約を締結することができる契約を定めている。</p> <p>本業務名は、「保守点検業務委託」となっているものの、実質的な業務は、入畑ダム管理所の警備業務であり、上記条例や告示に定める事項に該当する可能性があるものと考えられる。</p>	県南広域振興局	実現困難	当該契約の主な業務は、機器の定期巡回点検であり、人件費が大きな割合を占めている。 また、自動消火装置の消火剤、消火ガスの補てんについては、必要に応じて県が負担する仕様となっている。この業務特性を考慮して検討した結果、次の事由により長期継続契約は適さないと判断された。 (1) 本県経済の状況は、人件費が増加傾向にあること。 (2) 消火剤、消火ガスの補てん業務は、契約年度により必要回数に変動が生ずる可能性があること。
29	<p>■予定価格積算方法の見直し（一般国道284号他（全25路線）道路維持補修業務委託）</p> <p>過去3年間の契約状況の推移を見ると、最終契約金額／契約金額は、23年度が296%、22年度が187%、21年度が151%と、過去3年間とも、最終契約金額は当初契約金額を大きく上回るとともに、予定価格も超過している。当初契約金額は、7者の指名競争入札により、競争原理が働いた結果が反映されているものの、変更契約による増金額については、委託先1者との折衝であり、十分な競争原理が働かないまま多額の変更契約が締結されている。予定価格の積算方法が適切であったかが問題となる。</p>	県南広域振興局	措置済	必要と想定される業務は、可能な限り当初より設計計上しているが、災害や不測の事態による緊急的な作業については予測できないため、適時指示することになる。

No.	指摘等事項	平成24年度 所管部局	措置の状況 (H27. 12. 31時点)	
			区分	措置内容
30	<p>■指名業者の選定基準の見直し（一般国道284号他（全25路線）道路維持補修業務委託） 本契約の指名業者の選定基準のひとつに、「一関土木センター管内に本社のあるもの」とあるが、本社でなくとも主要な事業所があれば十分に対応可能な業務内容であると考えられるため、「本社」に限定することの合理的根拠が必ずしも明確ではない。 指名業者の増加により、より競争原理が働く可能性があるため、選定基準の見直しが求められる。</p>	県南広域振興局	措置済	平成25年度業務から、見直しによる選定基準を採用した。
31	<p>■委託先選定手続きの統合（二戸地区合同庁舎清掃業務（3月分）） 県北広域振興局には、久慈地区合同庁舎と二戸地区合同庁舎が存在し、それぞれの庁舎ごとに清掃業務委託先選定手続きを実施し、それぞれ異なる業者を委託先として選定している。 この点について、県の説明によると、過去3年、一般競争入札参加者が減少傾向にある中で、複数庁舎の業務を一括し、実質的に業務範囲を広げることになる入札条件等の変更は、入札参加者のさらなる減少を招き、一般競争入札が形骸化することが懸念されるとのことである。 県の懸念は一理あるものの、委託対象業務を、両地区庁舎の清掃業務として入札手続きを実施することにより、委託先での規模の経済メリットによる委託料の減少が期待できるほか、委託先選定業務の効率化にもつながると考える。 入札条件等変更による影響と委託料減少の可能性を比較考量することは一考の余地があると考え</p>	県北広域振興局	実現困難	久慈地区合同庁舎及び二戸地区合同庁舎の入札・契約事務に係る処理権限は、県北広域振興局発足時において、両地域の地理的な位置関係、交通アクセスなどを考慮し、それぞれの庁舎管理者において、適切に施設の管理運営を行うために必要な清掃や設備の保守管理業務等の委託契約を発注している。統合的な委託料の減少や事務の効率化については、庁舎ごとのシステム積算が求められるため、統合による事務の軽減は期待できないほか、現場での対応業務が多いため、大きな効果は期待できないところである。また、一括して発注した場合、地域業者の受注機会は確実に減るものであり、県北広域振興局が基本とする地域業者の育成の妨げになる。今後においては、一般競争入札の方向性は維持しつつ、契約の詳細について、把握したうえで、改めて、統合による効果や影響、問題点について比較検討することとしたい。
32	<p>■委託先選定手続きの統合（二戸地区合同庁舎昇降機保守点検業務（3月分）） 県北広域振興局には、久慈地区合同庁舎と二戸地区合同庁舎が存在し、それぞれの庁舎ごとに昇降機保守点検委託先選定手続きを実施し、それぞれ異なる業者を委託先として選定している。 委託対象業務を、両地区庁舎の昇降機保守点検業務として委託先選定手続きを実施することにより、委託先での規模の経済メリットによる委託料の減少が期待できるほか、委託先選定業務の効率化にもつながると考える。 委託先選定手続きの変更による影響と委託料減少の可能性を比較考量することは一考の余地がある</p>	県北広域振興局	実現困難	久慈地区合同庁舎及び二戸地区合同庁舎の入札・契約事務に係る処理権限は、県北広域振興局発足時において、両地域の地理的な位置関係、交通アクセスなどを考慮し、それぞれの庁舎管理者において、適切に施設の管理運営を行うために必要な昇降機や設備の保守管理業務等の委託契約を発注している。さらに、それぞれのメーカーの機種が異なり、保守管理業務においては、現場での対応が求められるなど、統合による効果は期待できないところである。なお、現在の契約が、平成27年3月までの3ヵ年の長期契約となっており、今後、一般競争入札等への移行など、県庁の昇降機の保守管理業務を参考に、包括外部監査の意見を踏まえて、設置者及び保守点検業者など、複数の業者が混在する場合の技術面での安全性の確保、事故及び故障時における責任の所在、部品等の早急な確保など、管理面での課題を検証していきたい。
33	<p>■予定価格積算方法の見直し（主要地方道二戸田子線他米沢地区他道路維持修繕業務委託） 過去3年間の契約状況の推移を見ると、最終契約金額／契約金額は、23年度が168%、22年度が237%、21年度が164%と、過去3年間とも、最終契約金額は当初契約金額を大きく上回るとともに、予定価格も超過している。当初契約金額は、5者の指名競争入札により、競争原理が働いた結果が反映されているものの、変更契約による増金額については、委託先1者との折衝であり、十分な競争原理が働かないまま多額の変更契約が締結されている。予定価格の積算方法が適切であったかが問題となる。</p>	県北広域振興局	措置済	必要と想定される業務は、可能な限り当初より設計計上しているが、台風18号などの災害や不測の事態による緊急的な作業については予測できないため、適時指示することになる。